**資料２**

**大阪府内におけるギャンブル等依存症対策（現状、課題及び想定される取り組み）**

＜基本的取り組み＞

　①教育の振興等

　　　ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策

　②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施

　　　ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策

　③医療提供体制の整備

　　　ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策

　④相談支援等

　　　相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を

推進するために必要な施策

　⑤社会復帰の支援

　　　円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策

⑥民間団体の活動に対する支援

　　　民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策

⑦連携協力体制の整備

　　　連携協力体制の整備を図るために必要な施策

⑧人材の確保等

　　　ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し、十分な知識を有する人材の確保、

養成及び資質の向上のために必要な施策

⑨調査研究の推進等

　　　ギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果普及のために必要な施策

⑩実態調査

　　　ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするための調査及びその結果の公表

１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
|  | 教育の振興等 | 学校教育 | ・ギャンブル等依存症に関わる教育として、金銭管理について考える指導等を実施  ・パチンコ店への入店など、法律で禁止されている行為についての指導を実施  ・ギャンブル等依存症については、学習指導要領  　上、位置づけがない | ・学習指導要領等での位置づけ  ・教員に対するギャンブル等依存症に関する  正しい理解促進 |
| ＜想定される取り組み＞  　教育、啓発活動の促進 |
|  | ギャンブル等依存症の予防等に資する事項 | ＩＲ事業者への条件付け | ・検討中（別紙「海外でのＩＲ事業者への条件  付け」） | ・国、地方自治体、事業者のギャンブル依存症  対策に関する役割分担 |
| ＜想定される取り組み＞  　責任あるゲーミング  　公民パートナーシップの構築 |
| 府民への  啓発促進  （①教育の  振興等を  含む） | ・薬物やアルコールに比べ、ギャンブル等依存症  に対する認知度が低い  ・府こころの健康総合センターにおいてリーフ  　レットを作成  　（13,000部印刷、保健所等の府施設、  市町村生活困窮・高齢者福祉等の担当や  弁護士会、司法書士会等に配布） | ・ギャンブル等依存症に関する正しい理解促進  ・依存症にならないための予防や教育が不十分  ・効果的に予防啓発を行うためのターゲットの  見極め |
| ＜想定される取り組み＞  　有効な啓発手法の検討 |
| 青少年健全育成  （①教育の  振興等を  含む） | ・法により規制されているため、ギャンブル等に  関しては特に対応していない  ２ | ・青少年は心身ともに発達段階であり未成熟なこ  とから、依存傾向が強いと言われているため、  例えば未成年は立入禁止とする法整備が必要（潜在的予備軍対策）  ・青少年指導員へのギャンブル等依存症に関する正しい理解促進 |
| ＜想定される取り組み＞  　青少年への啓発活動の促進 |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
|  | 医療提供体制の整備 | 医療的措置 | ・大阪精神医療センターにおいて、H28年8月  よりギャンブル依存症治療プログラムを試行的  に実施  （H28年度　5名参加、H29年度　11名参加）  ３ | ・治療プログラムは、試行的実施段階である  ため普及ができない  ・マンパワー不足のため患者受け入れには限界が  　ある  ・ギャンブル等依存症患者を対象とした集団  精神療法に診療報酬が加算されない  ・ギャンブル等依存症が診察可能な民間病院は  ごくわずか  ・依存症治療体制の遅れ  ・医療従事者の依存症に対する理解不足  ・臨床心理士等、医師以外によるカウンセリング  体制  ・クロスアディクトの防止 |
| ＜想定される取り組み＞  　医療体制の充実 |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
|  | 相談支援等 | 健康相談  ※実績件数  　はギャン  ブル等  依存症と  疑われる  方からの  　相談件数  （以下同様） | ・ 府こころの健康総合センターにおいて、依存症  専門相談を実施（H28年度実績　89件）  ・府保健所において、こころの健康相談における  ギャンブル問題関連相談を実施  （H28年度実績　35件）  ・大阪市の各区の保健福祉センターにおいて、  精神保健福祉相談におけるギャンブル問題  関連相談を実施（H28年度実績　128件）  ・府こころの健康総合センターにおいて、ギャン  ブル等依存症家族を対象とした教室を試行的に  実施予定  ・市こころの健康センターにおいて、区職員等を  対象にギャンブル等依存症に関する知見を深め  るための研修を検討中  ・本人が依存症であることを認めない、自覚が  ない  ・体調が悪化するものではないため、問題が生じ  ない限り相談に来ない | ・多くの府民が相談窓口を知らない  　（相談窓口に関する広報）  ・依存症患者の早期発見・早期治療のための  周知が不足  ・専門の相談員が不足している  ・依存症家族への支援が不十分 |
| ＜想定される取り組み＞  　広報の充実 |

４

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
| ④ | 相談支援等 | 消費生活  相談 | ・府消費生活センター、市消費者センターにおい  て、消費生活に関する相談を実施  　府消費生活センター（H28年度実績　1件）  　市消費者センター（H28年度実績　5件） | ・ギャンブル等依存症の疑いのある方の発見  ・ギャンブル等依存症と疑わしい方が相談に来た  　場合の関係機関へのつなぎ  ・相談の特性に応じた窓口の検討と相談員の  　スキルアップ  ・ギャンブル等依存症の疑いのある方を発見  しても、その原因に対する相談に対応できない  ・任意整理に関する支援 |
| 多重債務者  相談 | ・国、府、市町村等において多重債務者相談を  実施  　府商工労働部（H28年度実績　２件）  　市消費者センター  （H28年度実績　5件　※再掲） |
| 生活困窮者  相談 | ・府子ども家庭センター（福祉事務所を設置して  いない9町村に限っての実施主体）において、  相談窓口を設置　（H28年度実績　１件）  ・大阪市内各区役所内において、相談窓口を設置  　（H28年度実績　19件） |
| ＜想定される取り組み＞  　相談員の理解促進  　関係機関との連携強化 |
| 福祉相談 | ・府子ども家庭センター、市町村において、生活  と福祉の相談を実施  ・大阪市内各区役所において福祉相談を実施 |
| 生活保護  給付 | ・府子ども家庭センター（9町村に限って実施）  において、生活保護における各種扶助、保護施  設事務費、就労自立給付金等を給付  （H28年度実績　１件）  ・大阪市内各区役所において、生活保護における  各種扶助、保護施設事務費、就労自立給付金等  を給付  ５ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
| ⑤ | 社会復帰の  支援 | 就職支援 | ・働く意欲のある方（ギャンブル依存症者を含む）  への就労・就職支援を実施  （H28年度実績　1件） | ・関係諸機関との連携による社会復帰の仕組み  づくり |
| ＜想定される取り組み＞  　復職・就職等の支援 |
| ⑥ | 民間団体の  活動に対する  支援 | 自助グループへの支援 | ・自助グループの取り組みは効果的  （海外においても）  ・行政からの支援は、特に実施していない | ・自助グループは比較的クローズな団体も多く、  　活動内容の詳細把握が十分でない  ・自助グループ間の連携 |
| ＜想定される取り組み＞  　自助グループの課題把握 |
| ⑦ | 連携協力体制の整備 | 関連機関のネットワーク構築 | ・H27年５月に大阪アディクションセンターを  設置し、関係機関によるネットワークを構築 | ・大阪アディクションセンターの機能強化（機関  同士の連携推進、依存症への対応力向上 など）  ・関係機関の連携・情報共有の強化 |
| ＜想定される取り組み＞  　大阪アディクションセンターの機能強化 |
| ⑧ | 人材の確保等 | 関係機関  職員の資質向上 | ・大阪精神医療センターにおいて医療機関職員を、  　府こころの健康総合センターにおいて福祉関係  　や当事者団体等関係機関を対象とした依存症へ  の理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を  実施 | ・対象職員の職種上、実施回数には限界がある |
| ＜想定される取り組み＞  　関係職員の理解促進 |

６

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施策項目 | 細　　　目 | 現　　状（大阪府、大阪市、関係機関の取り組み） | 課　　　　　　題 |
| ⑨ | 調査研究の  推進 | 依存症の  調査研究  及び成果  普及 | ・海外に比べ、調査研究が立ち遅れ | ・ギャンブル依存症を研究している機関の把握  ・依存症を研究している機関のネットワーク化  ・調査研究の推進 |
| ＜想定される取り組み＞  　依存症を研究している機関のネットワーク化 |
| ⑩ | 実態調査 | 依存症の  実態把握  調査 | ・厚生労働省によるギャンブル等依存症疫学調査  の実施  　（Ｈ25年度調査：4.8%、  H28年度（速報値）：2.7%） | ・厚生労働省調査の地域別数値の公表の有無 |
| ＜想定される取り組み＞  　実態把握 |

|  |  |
| --- | --- |
| 組織体制の確立 | 今後、ギャンブル等依存症対策を推進するため、関係機関が連携した検討会議の設置など、組織体制の検討が必要 |
| 依存症対策の予算 | 入場料・納付金の一部を依存症対策へ有効活用するための方策を検討 |

７